

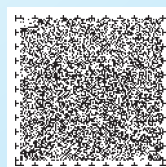
だい じ ち ば し しょう がい しゃ けい かく
第2次千葉市障害者計画

がい よう ばん
概要版

へい せい ねん ど ねん ど
(平成23年度～26年度)



へい せい ねん がつ
平成 23 年 3 月
ち ば し
千 葉 市



◆ 計画策定の趣旨 ◆

本市では、平成18年に策定した千葉市障害者計画に基づいて、障害者施策に取り組み、一定の進捗が図られてきましたが、障害者数の増加や急激な社会構造の変化、障害の重度化・重複化などに起因した新たな課題も生じてきています。一方、国では、自立支援法の廃止の方針が示され、新たな法整備のために「障害者制度改革推進会議」が設置され、様々な議論が行われています。

こうした障害者をめぐる動向や法制度の変革の動きに的確に対応していくとともに、障害者が地域において自立した生活を送ることを目指し、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境など幅広い分野を対象とした障害者施策の総合的な計画を策定します。

◆ 計画の位置づけ ◆

障害者基本法第9条第3項の規定による「市町村障害者計画」であり、「ちば・ビジョン21」を上位計画とする本市の障害者施策に関する個別部門計画です。

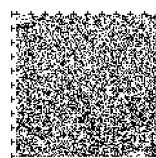
なお、「障害福祉計画」は、障害者自立支援法第88条に位置づけられた、障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画であり、障害者計画の中の、地域生活や就労等に関する実施計画です。

◆ 計画の期間 ◆

本計画の期間は、平成23年度から平成26年度までの4年間とします。

◆ 障害者とは ◆

本計画は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりではなく、療育の必要な児童、発達障害者、精神障害者通院医療費の公費負担を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人としています。



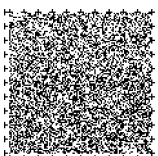
計画の基本理念

すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、障害の有無にかかわらず、相互に個性を尊重し、人格を認め合い、そして支え合うことにより、安らぎのあるあたたかな共生社会をつくる

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を創造するためには、生活をしていく中で感じるバリアを排除し、個人の持つ能力・多様性が尊重され、自己選択と自己決定の下にあらゆる活動に参加・参画できる地域社会を実現していくことが必要です。

第1次計画の推進により、こうした地域社会の実現に向けて一定の進捗が図られてきましたが、第1次計画が策定されてから5年が経過し、障害者福祉を取り巻く環境が大きく変化する中、こうした状況に対応するための新たな指針を示す時期にきています。

第2次計画においては、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育などの総合的な連携のもとに、地域での自立した生活を支援するための施策を一体的に推進していくとともに、生活環境におけるバリアフリーと心のバリアフリーを一層推進することにより、「安らぎのあるあたたかな共生社会」の実現を目指します。



◆ 計画の視点 ◆

1 障害特性を踏まえたライフステージの全段階に応じた利用者本位の支援

障害種別等によって異なる個々のニーズを的確に把握し、障害者のライフステージの全段階を通じた切れ目のない総合的な支援を行う必要があります。

2 相互に支え合い共生するためのバリアフリー化の推進

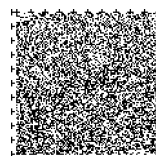
地域における自立や社会参加に係る障壁を除き、誰もが安心して生活できるよう、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を進める必要があります。

3 障害者の視点に立った各分野における施策展開

市の各分野における施策の企画・立案、実施等の各段階において、共生社会の実現を図るという観点から、各部門がそれぞれの事業について、障害者視点に立って取り組む必要があります。

4 施策展開における市民参加と協働

障害者本人の各種障害者施策への積極的な参加・参画はもとより、市、関係団体、専門機関、地域住民、事業者、ボランティア団体など地域に暮らす誰もが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担って連携し、協働していくことが必要です。



◆ 6つの基本目標 ◆

基本目標 1

相談支援の充実

(1) 身近な相談機関の充実

障害者や家族介助者の不安を軽減するとともに、地域で気軽に相談できるよう、各区保健福祉センター、児童相談所をはじめ、障害者相談支援事業、障害者相談員事業などを充実させることにより、地域の中で障害者を支えていく仕組みを強化します。

(2) 専門的な相談体制の強化

障害が多様化・複雑化していく中で、障害者相談センター、こころの健康センター、発達障害者支援センター、児童相談所、養護教育センターにおける専門性の高い相談体制の充実を図るとともに、地域自立支援協議会を中心とした関係機関のネットワークの構築等を推進します。

(3) 権利擁護の推進

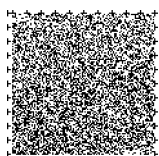
障害者が地域で安心して自立した生活を送れるよう、判断能力の不十分な方の権利を擁護する事業を展開するとともに、障害者の人権を侵す不当な差別や

偏見の解消、虐待防止の取り組みを進めます。

(4) 情報提供の充実

障害者が利用できる各種福祉サービスはもとより生活にかかわる情報まで、広報紙やインターネット等を通じて的確な情報提供を行います。

また、視覚障害や聴覚障害などにより情報の入手が困難な方にもわかりやすく、利用しやすい情報提供に努めます。



(1) 障害福祉サービスの拡充

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むために自己選択と自己決定の自由を尊重した利用者本位の障害福祉サービスをより充実させ、障害福祉計画に基づき、総合的かつ効果的に提供できる体制を整備します。

また、障害者自立支援法の廃止や法改正その他国の動向に注視しながら適切な運用や施策の展開を図っていきます。

(2) 社会復帰支援の充実

精神障害者の社会復帰を図るため、グループホーム、ケアホーム、障害福祉サービス事業所等の整備を促進するとともに、地域生活支援センターを中心に、関係機関が連携のうえ、退院に向けての相談や自立支援計画を作成し、社会復帰や円滑な地域生活への移行を支援していきます。

(3) 福祉用具利用支援の充実

障害者が地域で自立して生活していくために、補装具費及び日常生活用具費の適切な支給や障害者福祉センターにお

ける各種福祉機器の情報提供を充実し、障害者の自立や社会参加を促進します。

(4) 地域生活の場・地域活動の場の整備

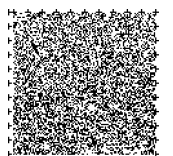
障害者の福祉施設や病院からの地域生活への移行の促進や、家族等との同居から自立した生活への移行を希望する方のために、グループホーム、ケアホーム、生活ホーム、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業所等の設置・運営に対する支援を行い、生活の場、活動の場の確保に努めます。

(5) 経済的支援の充実

障害者への経済的な支援として福祉手当、医療費助成など、各種の手当や助成を行うほか、日常生活における経済的負担の軽減等に努めます。

(6) 日常生活の支援

障害者の地域生活を支援するため、障害福祉計画に基づき、地域生活支援事業を充実するとともに、日常生活がより快適に過ごせるよう様々な施策を展開します。



基本目標3

保健・医療の充実

(1) 疾患に伴う障害の予防と早期対応の充実

障害の早期発見のため、新生児や乳幼児への健康診査を行うとともに、生活習慣病などの疾患による障害を予防するため、成人を対象とした健康診査等を実施のうえ、早期対応を図り、生涯を通じた健康維持・増進を支援します。

(2) 地域での医療体制等の充実

医療機関の受診にあたり、特に配慮が必要な方に対応するため、日常の受診や健診時のサポート、休日・夜間における救急体制、訪問による診療・指導体制等の充実を図ります。

基本目標4

療育や教育から就労に至るまでの支援体制の構築

(1) 早期発見・早期療育の推進

乳幼児期における障害の早期発見・早期療育のため、療育センターの専門的療育の充実を図るとともに、関連機関との連携による障害児及び保護者への相談支援体制の強化に努めます。

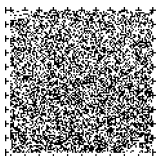
(2) 就学前の障害児支援の充実

就学前の障害児に対し、療育センター等によるサービスのほか、障害児保育、幼稚園での特別支援教育、児童デイサービスなどの各種サービスを充実するとともに、遊びを通じた能力発達促進の場の提供に努めます。

(3) 学校教育の充実

障害児の将来の社会参加へ向けた自立の基盤づくりとして、障害特性に応じたきめ細かな教育の充実を図ります。

また、児童生徒の学習環境の充実として教室の改修や備品の整備を行うとともに、就学に伴う経済的負担の軽減を図ります。



(4) 放課後対策等の充実

日中において社会に適応するため
の訓練や見守り等の支援などが必要
な就学中の障害児に対し、放課後や
日中活動の場の提供に努めます。

(5) 一般就労の支援

障害者の一般就労に向けて、福祉、
教育、労働などの関係機関の連携強化に
より、横断的かつ効果的な事業に取り組
む一方、障害者の就労相談や職業訓練
の充実を図るとともに、企業に対する
障害者雇用の一層の理解と協力を求めて
行きます。

(6) 福祉的就労の支援

障害の種別や特性により企業での就労
が困難な障害者に対する福祉的就労の
支援として、作業所等の活動の場を確保
する一方、授産製品の販路拡大、作業所
等の経営指導や共同受注などへの支援を
行い、工賃のアップを図ります。

(1) 相互理解の推進

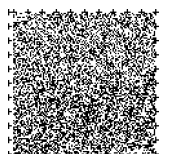
障害者への差別をなくし、正しい理解
を普及することはもとより、障害のある
人となない人の交流機会を充実することに
より相互理解の推進を図ります。

(2) 文化・スポーツ活動の充実

障害者や地域住民が気軽に参加でき
るよう、障害者福祉センター、療育セン
ターふれあいの家、公民館等を拠点とし
て、スポーツ・文化活動の機会を確保す
るとともに、活動事業の内容を工夫し、
健康づくりや生きがいづくりはもとよ
り、より多くの障害者の社会参加を促進
します。

(3) ボランティア活動の促進

障害者へのボランティア活動にあたり
必要となる障害者に対する基本的知識や
技能の習得に関する講座などを開催する
とともに、様々な活動機会を提供するこ
とにより、市民のボランティア活動への
参加を促進します。



(1) 住環境の整備

障害者の生活の場を確保するため、住宅のバリアフリー化を促進するとともに、グループホーム、ケアホームの整備や障害者向け市営住宅の整備を促進します。

また、障害者のグループホーム、ケアホーム等の家賃助成を行い、経済的負担を軽減します。

(2) 公共施設等の整備

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」やその他関係法令に基づいて公共性の高い施設等に対し、バリアフリー化の取り組みを促進するとともに、障害者の意見を取り入れながら施設設備の改修等を進めます。

(3) 安全な交通の確保

障害者がバリアを感じることなく気軽に外出できるよう、建物や公園、公共交通、道路などのバリアフリー化を進める一方、交通マナーの指導等を実施するとともに、違法駐車防止や放置自転車対策に努めます。

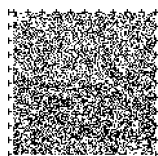
(4) 防犯・防災体制の整備

障害者が地域において安心して暮らせるよう、防犯街灯の設置・維持管理に対する助成や市民防犯活動を支援します。

また、災害弱者である障害者への支援を実施するとともに、災害発生時の救援・救助体制、避難支援体制の構築に努めます。

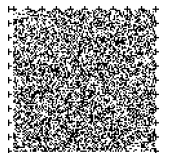
計画の推進に向けて

1. 関係機関等との連携
2. 当事者の障害者施策への参加
3. 計画の弾力的運用

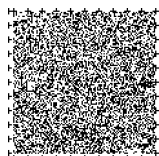


計画の体系

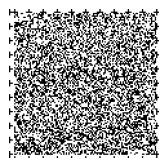
基本目標	施策展開	主な事業
1 相談支援の充実	(1) 身近な相談機関の充実 みちか そうだんきかん じゅうじつ	・ 障害者相談支援事業 ・ 障害者相談員事業 ・ 民生委員・児童委員研修
	(2) 専門的な相談体制の強化 せんもんてき そうだんたいせい きょうか	・ 地域自立支援協議会運営 ・ 発達障害者支援センター運営 ・ 精神保健福祉相談事業 ・ 障害児等療育支援事業 ・ 養護教育センター教育相談事業
	(3) 権利擁護の推進 けんりようこ すいしん	・ 成年後見支援センター設置事業 ・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 消費者被害の防止における障害者に対する配慮
	(4) 情報提供の充実 じょうほうていきょうじゅうじつ	・ 障害者福祉のあんない発行事業 ・ 情報支援等事業 ・ 手話通訳者配置事業 ・ 環境情報紙エコライフちば ・ 点字版ごみの出し方一覧表 ・ 市役所コールセンターの運営
2 地域生活支援の拡充	(1) 障害福祉サービスの拡充 しょうがいふくし かくじゅう	・ 訪問系サービス事業 ・ 日中活動系サービス事業 ・ 居住系サービス事業 ・ 障害福祉サービス等利用支援コーディネーター設置事業 ・ 障害福祉サービス等ヘルパー研修事業
	(2) 社会復帰支援の充実 しゃかいふっきしえん じゅうじつ	・ 精神障害者の社会復帰支援 ・ デイケアクラブ事業
	(3) 福祉用具利用支援の充実 ふくしやうぐりようしえん じゅうじつ	・ 補装具費の支給事業 ・ 日常生活用具給付等事業 ・ 福祉機器展示コーナー運営
	(4) 地域生活の場・地域活動の場の整備 ちいきせいかつ ば ちいきかつどう ば せいび	・ 障害者グループホーム等の整備 ・ 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の整備 ・ 地域活動支援センターの整備 ・ 強度行動障害者市単加算事業 ・ 高齢重度障害者介護支援加算事業
	(5) 経済的支援の充実 けいざいてきしえん じゅうじつ	・ 心身障害者（児）福祉手当支給事業 ・ 心身障害者（児）医療費助成事業 ・ 心身障害者扶養共済事業 ・ 福祉タクシー事業 ・ 自動車燃料費助成事業 ・ 障害者通所交通費助成事業 ・ 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 ・ 各種使用料等の減免
	(6) 日常生活の支援 にちじょうせいかつ しえん	・ 移動支援事業 ・ 訪問入浴サービス ・ 生活支援事業 ・ 生活サポート事業 ・ 難病患者等居宅生活支援事業 ・ 重症心身障害児者通園事業 ・ 視覚障害者用ごみ指定袋購入事業 ・ 障害者世帯等の粗大ごみの運び出し収集 ・ 戸籍謄抄本等宅配サービス ・ 電子申請サービス事業



基本目標	施策展開	主な事業
3 保健・医療の充実	(1) 疾患に伴う障害の予防と早期対応の充実	・乳幼児等健康診査事業 ・育児支援家庭訪問事業 ・小児慢性特定疾患治療研究事業及びぜんそく等小児指定疾患医療費助成事業 ・未熟児養育医療給付事業 ・育成医療給付事業 ・検診体制等の充実 ・健康教育、健康相談事業 ・訪問指導事業 ・かかりつけ医うつ病対応向上研修事業 ・高齢者予防接種事業
	(2) 地域での医療体制等の充実	・訪問歯科診療事業 ・ねたさき高齢者・心身障害者（児）に対する歯科診療 ・精神科救急システム事業 ・重度障害者入院時コミュニケーション支援事業
4 療育や教育から就労に至るまでの支援体制の構築	(1) 早期発見・早期療育の推進	・療育センター運営事業 ・大宮学園運営事業 ・桜木園運営事業
	(2) 就学前の障害児支援の充実	・障害児保育事業 ・千葉市保育アクションプログラムの推進 ・私立幼稚園特別支援教育費補助事業 ・児童デイサービス事業 ・トイライブラリーの運営
	(3) 学校教育の充実	・幼保小関連教育推進事業 ・市立特別支援学校の再編検討 ・特別支援学級等の教室改修及び備品整備 ・小・中学校特別支援学級運営事業 ・特別支援教育指導員配置事業 ・学校訪問相談員派遣事業 ・教職員に対する研修 ・障害のある子どもの学校生活サポート事業 ・スクールカウンセラー活用事業 ・教育相談指導教室事業（不登校生・中学） ・教育相談事業（不登校・いじめ） ・適応指導教室管理運営事業 ・長柄げんきキャンプ等事業 ・特別支援教育児童生徒学用品等扶助事業 ・特別支援教育児童生徒学校給食費扶助事業 ・障害のある児童生徒やその保護者を対象とした歯と口の健康づくり教室
	(4) 放課後対策等の充実	・日中一時支援（日中預かり型） ・日中一時支援（放課後対策型） ・子どもルームの整備
	(5) 一般就労の支援	・特別支援学校教育振興事業 ・市役所見学及び一般就労セミナー開催 ・障害者就労支援講座の開催 ・障害者職業能力開発プロモート事業 ・障害者就業支援キャリアセンターの運営参画 ・障害者雇用促進就職面接会 ・職親委託事業 ・障害者の法定雇用率を達成した企業等に対する入札参加資格者の格付けにおける優遇制度
	(6) 福祉的就労の支援	・障害者就労事業振興センターの運営参画 ・授産製品の販売促進 ・福祉作業所運営事業

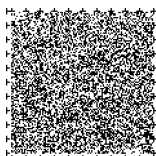


基本目標	施策展開	主な事業
5 理解と交流の推進	(1) 相互理解の推進 そうごりかい すいしん	・ 障害者マークの普及 ・ 障害者福祉大会開催事業 ・ 心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスター事業 ・ 心のふれあいフェスティバルの開催 ・ ふれあいトークの開催 ・ 社会福祉研修センターにおけるセミナー等の開催 ・ 障害者社会参加推進センター運営事業 ・ 明るいくらし促進事業 ・ 地域精神保健福祉講演会の開催
	(2) 文化・スポーツ活動の充実 ぶんか かつどう じゅうじつ	・ 障害者スポーツ・レクリエーション教室、スポーツ大会の開催等 ・ 障害者とのスポーツ交流の促進 ・ スケート教室の開催 ・ 療育センター・障害者福祉センターにおける各種講座 ・ 肢体不自由児激励会事業 ・ 知的障害児激励会事業 ・ みなと青年教室 ・ 図書館サービスの充実 ・ 市民農園における車いす使用者用区画の貸出
	(3) ボランティア活動の促進 かつどう そくしん	・ ボランティアセンターの運営支援 ・ 市民活動センターの運営 ・ ボランティアズカフェの運営 ・ 療育センターにおけるボランティア養成等事業 ・ 千葉市点訳・朗読奉仕員養成事業 ・ 精神保健福祉ボランティア事業 ・ ボランティア活動推進協力校指定事業への支援
6 生活環境の整備	(1) 住環境の整備 じゅうかんきょう せいび	・ 障害者住宅改造費助成事業 ・ 障害者等住宅改造相談事業 ・ グループホーム等家賃助成事業 ・ 市営住宅の建替
	(2) 公共施設等の整備 こうきょうしせつとう せいび	・ オストメイト対応トイレ設備整備事業 ・ 体育館等バリアフリー緊急整備事業 ・ 保育環境改善事業 ・ 学校エレベーターの設置 ・ 適正配置改修事業 ・ 公民館の改修
	(3) 安全な交通の確保 あんぜん こうつう かくほ	・ 歩道の改良 ・ 駅前広場等の機能充実 ・ バス停の機能充実 ・ 交通安全総点検 ・ 交通安全教育事業 ・ 違法駐車防止対策 ・ 放置自転車対策の推進
	(4) 防犯・防災体制の整備 ぼうはん ぼうさいたいせい せいび	・ 市民防犯活動の支援 ・ 地域防犯ネットワークの推進 ・ 住宅用防災機器の設置普及 ・ 聴覚障害者用火災警報器設置費の支給 (障害者日常生活用具費支給等事業) ・ 障害者家具転倒防止対策事業 ・ 住宅防火訪問指導 ・ 消防指令体制の充実 ・ 自主防災組織の育成 ・ 災害時における避難支援体制の強化



ご存知ですか？障害者に関するマーク

障害者のための国際シンボルマーク  このマークは、障害のある方が利用できる建物や施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。	聴覚障害者標識  このマークは、聴覚障害であることを理由に自動車の運転免許に条件の付いている方が車に表示するマークです。
身体障害者標識  このマークは、肢体不自由であることを理由に自動車の運転免許に条件の付いている方が車に表示するマークです。	盲人のための国際シンボルマーク  このマークは、視覚障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられているマークです。
耳マーク  このマークは、聞こえが不自由なことを表しています。	オストメイトマーク  このマークは、人工肛門・人工膀胱を造設している方（オストメイト）のための設備があることを示すマークです。
ほじょ犬マーク  このマークは、身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。	ハート・プラスマーク  このマークは、身体内部の機能に障害のある方を周囲の方に知らせるマークです。



だい じ ち ば し しょうがいしゃけいかく 第2次千葉市障害者計画

へいせい ねんど ねんど
(平成 23 年度～ 26 年度)

がいようばん
〈概要版〉

はっこうねんげつ
発行年月

へいせい ねん がつ
平成 23 年 3 月

へんしゅう はっこう
編集・発行

ち ば し ほけんふくしきょく こうれいしょうがいぶ しょうがいきかくか
千葉市 保健福祉局 高齢障害部 障害企画課

〒 260-8722 ちばしちゅうおうくちばみなと ばん 1 ちゆう
千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

でん わ
電 話

043 (245) 5227

F A X

043 (245) 5630

E - mail

shogaikikaku.HWS@city.chiba.lg.jp

ひょう し
表 紙

へいせい ねんどころ わ ひろ しょうがいしゃりかいそくしんじぎょう しょうがいしゃしゅうかん しょうがくせい ぶ さいゆうしゅうじゅうじゅうさくひん
平成 22 年度心の輪を広げる障害者理解促進事業「障害者週間のポスター」小学生の部最優秀賞受賞作品
さく ちばしりつにし やしょうがっこう かりのひびき
(作 千葉市立西の谷小学校 狩野響さん)

うらびょうし
裏表紙

へいせい ねんどころ わ ひろ しょうがいしゃりかいそくしんじぎょう しょうがいしゃしゅうかん ちゅうがくせい ぶ さいゆうしゅうじゅうじゅうさくひん
平成 22 年度心の輪を広げる障害者理解促進事業「障害者週間のポスター」中学生の部最優秀賞受賞作品
さく ちばしりつたかすだいいちちゅうがっこう たむら さとこ
(作 千葉市立高洲第一中学校 田村沙都子さん)

